

第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

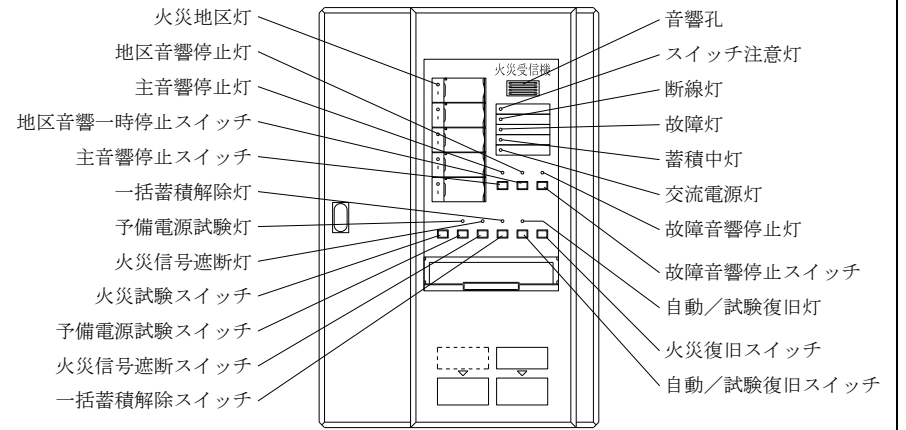
1 一般的留意事項

- (1) 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元すること。
- (2) 火災表示等の点検において、鳴動を確認した後に鳴動停止にする場合には、点検終了後はこれを復元すること。
- (3) 予備電源が非常電源の容量を上まわる場合は、非常電源に替えることができる。
- (4) 感知器の作動試験は、蓄積機能を有する回線に接続されているものは、当該蓄積機能を解除して行ってもよい。
- (5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については省略することができる。
- (6) 自動試験機能を有するものには、連動型警報機能付感知器（自動試験機能等対応型感知器であるものに限る。）により構成されるもの並びに連動型警報機能付感知器（自動試験機能等対応型感知器であるものに限る。）及び中継器により構成されるものを含む。

2 機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）	
予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）	外 形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。 ※ 使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。
	表 示		受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
	端子電圧（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	予備電源試験スイッチ等を操作し、電圧計等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※ 電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。
	切替装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※ 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。
	結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
受信機及び中継器	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり（中継器を除く。）、使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。
	外 形		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表 示		ア 検定合格証が貼付されていること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。

ウ 銘板等がはがれていなく、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
 エ 第 33-1 図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。



第 33-1 図 P 型 2 級受信機の例

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

ア 変形、損傷等がないこと。
 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。
 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。

ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。
 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。

ア 損傷、溶断等がないこと。
 イ 回路図等々に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。
 イ 確実に作動すること。

著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。

警戒区域の表示装置		
電圧計	目視及び計器等により確認する。	
スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	
ヒューズ類	目視により確認する。	
継電器（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	目視及び試験装置等により確認する。	
表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	

通 話 装 置		送受話器の操作により確認する。	ア 発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。 イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。 ※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。
結線接続（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
接 地		目視及び回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
附 属 装 置		火災表示試験及び注意表示試験（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）を行い、移報を確認する。	ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号（アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。）の移報が正常に行われること。 イ 相互に機能障害がないこと。 ※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。
火災表示等（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	蓄 積 式	火災表示試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。 ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。 (ア) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (イ) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。 ※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。
	アナログ式		
	二信号式		
	そ の 他		
注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）		注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※ 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。

	回路導通（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。）	回路導通試験を行い確認する。（回路導通試験装置のあるものに限る。）	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内（文字板に色別してある範囲内）であること。 イ 導通表示灯等によるものによっては点灯等すること。 ※(ア) 断線表示灯によるものは、断線時に点灯するので注意すること。 (イ) 自動断線監視方式は、回線を断線状態とし、機能の確認をすること。	
	設定表示温度等（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）	所定の操作により確認する。	ア 設定表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。	
	感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	
	予備品等	目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図（アナログ式に限る。）、システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）が備えてあること。	
感知器	外形警戒状況	未警戒部分	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
		感知区域		設置後の用途変更、間仕切変更等による未警戒の部分がないこと。
		適応性		ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種別及び個数が設置されていること。 イ 炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。
		機能障害		設置場所に適応する感知器が設けられていること。 ※ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等によるほか、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場所等の適応性については、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」（平成3年12月6日付け消防予第240号）を参考とすること。
				ア 塗装等がされていないこと。 イ 炎感知器にあつては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 ウ 模様換え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。 ※ 炎感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。

熱感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)

スポット型

(1) 差動式、定温式(再用型)及び熱アナログ式所定の加熱試験器により確認する。
 (2) 定温式(非再用型)
 警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、**第33-1表**により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。

ア 確実に作動すること。
 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)
 ※(ア) 可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。
 (イ) 非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。
 (ウ) 非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検票等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。

第33-1表 感知器の抜き取り数表

感知器の設置個数	抜き取り数
1以上10以下	1
11以上50以下	2

煙感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)

スポット型

所定の加煙試験器により確認する。

ア 確実に作動すること。
 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)
 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。
 ※(ア) 加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。
 (イ) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。

	炎感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。)	所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)
	多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。)	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)
	感知器(遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。)	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること(受信機が設けられる場合に限る。)
発 信 機	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外 形		変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
	表 示		ア 押しボタン等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ 銘板等がはがれていないこと。
	押しボタン及び送受話器	押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 イ 確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。
	表 示 灯	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
音 響 装 置	外 形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	取 付 状 態		脱落、緩み等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
	音 圧 等	他の機械等の音等がある部分に設けられたものは、感知器又は発信機を作動させて確認する。	ア 主音響装置及び地区音響装置が正常に鳴動すること。 イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音等と区別して聞き取れること。 ※ 放送設備の警報音が感知器と連動して作動するように設けられている場合は、地区音響装置の省略の有無を確認すること。
	鳴 動	感知器又は発信機を作動させて、地区音響装置の鳴動を確認する。	自動的に全館の地区音響装置が一斉に鳴動すること。
	蓄積機能(蓄積機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	(1) 感知器の種別ごとに1個以上の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものにあっては、注意表示試験及び発信機を作動さ	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。 イ 蓄積時間内に発信機を作動させた場合、蓄積機能を自動的に解除し、火災表示を行うこと。 ウ アナログ式の場合は注意表示までの時間が適正であり、注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。

<p>二信号機能（二信号機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）</p>	<p>せて確認する。</p> <p>任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器等を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。</p> <p>また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。</p>	<p>ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p> <p>イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p> <p>ウ 発信機を操作した場合、主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p>	
<p>自動試験機能（自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けるものに限る。）</p>	<p>予備電源及び非常電源（内蔵型のもの限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）</p> <p>受信機の火災表示</p> <p>受信機の注意表示（アナログ式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）</p> <p>受信機及び中継器の制御機能及び電路</p> <p>感知器</p> <p>感知器回路及びベル回路（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。）</p>	<p>記録装置の記録等を確認する。</p>	<p>異常が記録又は保持表示されていないこと。</p> <p>※(ア) 予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 予備電源及び非常電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 <p>(イ) 異常が表示されている場合は、対策を講じること。</p>
<p>連動機能（連動型警報機能付感知器により構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。）</p>	<p>所定の操作により確認する。</p>	<p>すべての連動型警報機能付感知器が連動していること。</p>	
<p>無線機能（無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。）</p>	<p>所定の操作により確認する。</p>	<p>ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。（イに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が記録又は保持表示されていないこと。</p>	

3 総合点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法 (留 意 事 項 は ※ で 示 す 。)
同 時 作 動	火災試験スイッチ、回線選択スイッチ又は火災表示試験機能により、復旧させることなく任意の5回線(5回線に満たないものは全回線)の火災表示試験を行い、確認する。	受信機(表示機等を含む。)が正常に作動し、主音響装置及び地区音響装置の全部又は当該5回線に接続されている地区音響装置が鳴動すること。
煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)	所定の感度試験器により確認する。	感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外観の清掃(ちり払い等の簡単な外観の清掃)を行うこと。 (イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替えの感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 ただし、感知器の設置場所から離れた位置(中継器又は受信機等)において当該感知器の感度を確認することができる感度試験器を用いる場合は、上記(ア)から(エ)までによらず当該感知器の感度を確認することができる。
地 区 音 響 装 置 の 音 圧	次の操作により確認する。 (1) 音響装置の取り付けられた位置の中心から前面1m離れた位置で騒音計(A特性)を使って測定する。 (2) ボックス等に内蔵されたものは、その状態で測定する。 (3) 音圧は、簡易又は普通騒音計を用いてピーク値により測定する。	ア 音声により警報を発するもの以外のものの音圧は、90dB以上であること。 イ 音声により警報を発するものの音圧は、92dB以上であること。
総合作動(自動試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備を除く。)	受信機の常用電源を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置(アナログ式ののものに限る。)が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。